



各 位

平成 26 年 3 月 10 日

上場会社名 株式会社リソー教育
代 表 者 代表取締役会長兼社長 岩佐 実次
(コード番号：4714 東証第一部)
問合せ先責任者 情報開示担当リーダー 劉 賢一郎
情報開示担当リーダー 石田 敦英
(TEL 03-5996-3701)

特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ

当社は、平成26年3月10日付で東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定の理由

東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「株式会社リソー教育（以下「同社」という。）は、平成26年2月10日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、同年2月14日及び同年2月17日に、平成20年2月期から平成26年2月期第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書等を提出しました。

これらによって、同社及び同社連結子会社では、代表取締役を含む多数の取締役の指示又は黙認の下で、未実施の授業の実施が仮装されるなど様々な手口で不適切な売上計上が行われ、売上高が総額で8,308百万円、当期純利益が総額で5,846百万円過大に計上されていたこと、訂正の結果、当期純損失を計上する決算期が生じるなど各期の利益水準が大幅に低下するとともに、平成24年2月期は債務超過に陥ることが判明しました。

本件の原因行為は、同社の売上を過度に重視する経営方針及び短期間の営業成績に基づく人事評価制度のもとで、売上目標の達成が役員及び従業員の至上命題となる中、不適切な売上計上もやむを得ないという社内風土を背景として、様々な手口を駆使して行われたものであり、当該行為に関与した関係者には、コンプライアンス意識の著しい欠如が認められます。

また、同社の管理部門は、管掌する取締役が存在しないなど、社内での立場は弱く、チェック機能が脆弱でありました。更に、同社では、システムの仕様自体が不適切な売上計上を誘因しかねないものであったうえに、一部の連結子会社においては、システム上の欠陥が意図的に放置されておりました。

更に、監査役についても、十分な監査を行っておらず、監査法人や内部監査部門との緊密な連携も図られていなかったほか、内部監査部門も、十分な体制は整備されておませんでした。

以上を総合的に勘案すると、同社の内部管理体制等については、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。」

2. 特設注意市場銘柄指定日

平成 26 年 3 月 11 日 (火)

3. 特設注意市場銘柄指定期間

平成 26 年 3 月 11 日から原則 1 年間とし、1 年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として、上場廃止となります。ただし、今後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善の見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

4. 上場契約違約金について

東京証券取引所から、上場契約違約金10百万円の支払いを求められました。
この理由については、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「本件については、代表取締役を含む多数の取締役の指示又は黙認のもとで、不適切な会計処理が長期間継続されていたものであり、また、訂正の結果、各期の利益水準が大幅に低下するとともに、債務超過に陥る決算期が生じた事実を踏まえると、当取引所市場に対する投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

5. 今後の対応

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、内部管理体制を早急に整え、指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいります。引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上